

1 果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

<改正理由及び内容>

国の実施要領の制定に対応するとともに、新たに果樹先導的取組支援事業が実施されることに伴い、事業名及び事業内容に関する条文を追加・修正する。

- ・果樹先導的取組支援事業実施に伴う事業内容等の条文追加。
- ・国の実施要領の制定に伴う関係条文の定義の整理。

新

第1条～第2条 (略)

(業 務)

第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産生産第3175号・3畜産1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙3果樹農業生産力増強総合対策（以下「持続的生産要領」という。）、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業実施要領（令和3年9月2日付け3農産第891号農林水産省農産局長通知、以下「緊急支援要領」という。）、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知）別記2の別紙3（以下「先導果樹支援要領」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 果実需給安定対策の推進
- (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業（以下「果樹気象災害対応緊急支援事業」という。）及び果樹先導的取組支援事業（先導果樹支援要領に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (3) 知事が必要と認める業務の実施
- (4) 本条に定める業務に附帯する業務

2～3 (略)

第2章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果樹気象災害対応緊急支援事業及び果樹先導的取組支援事業を実施する者に対して補助する。

(事業実施計画の承認)

第5条 前条の事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、各事業ごとに中央協会業務方法書実施細則で定められた様式（以下「定められた様式」という。）を準用して、事業実施計画を作成し、本会に提出する。

2～4 (略)

旧

1条～第2条 (略)

(業 務)

第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙2果樹農業生産力増強総合対策（以下「要綱」という。）、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1965号農林水産省事務次官依命通知）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 果実需給安定対策の推進
- (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業及び果樹気象災害対応緊急支援事業の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (3) 知事が必要と認める業務の実施
- (4) 本条に定める業務に附帯する業務

2～3 (略)

第2章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業及び果樹気象災害対応緊急支援事業を実施する者に対して補助する。

(事業実施計画の承認)

第5条 前条の事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、各事業ごとに中央協会業務方法書実施細則で定められた様式（以下「定められた様式」という。）により、事業実施計画を作成し、本会に提出する。

2～4 (略)

新

(実績の報告)

第6条 本会は、事業終了後、定められた様式を準用して事業実施者から提出される事業の実績の報告について取りまとめ、自ら実施した事業の実績の報告と合わせて、中央協会に報告する。

(補助金の申請及び交付)

第7条 本会は、定められた様式を準用して事業実施者からの補助金の申請及び自らの事業に係る補助金の申請を取りまとめ、中央協会に補助金を申請する。

2 本会は、中央協会から補助金が交付された後、すみやかに事業実施者に係る補助金を当該事業実施者に交付する。

(補助金交付の際に附する条件)

第8条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、持続的生産要領、緊急支援要領、先導果樹支援要領、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。

(2) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件。

第9条～第11条 （略）

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第12条 果樹経営支援対策事業は(以下第2節において「本事業」という。)、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（持続的生産要領第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。）に基づき、支援対象者（持続的生産要領Iの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。）が行う支援の対象となる取組（持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。）支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援対象となる担い手)

第13条 持続的生産要領Iの第1の1の(3)のイの(ア)の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、定農業者(農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第14条 持続的生産要領Iの第1の1の(3)のイの(ア)の⑤の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。

2 持続的生産要領Iの第1の1の(3)のイの(イ)の④の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(実績の報告)

第6条 本会は、事業終了後、定められた様式により事業実施者から提出される事業の実績の報告について取りまとめ、自ら実施した事業の実績の報告と合わせて、中央協会に報告する。

(補助金の申請及び交付)

第7条 本会は、定められた様式による事業実施者からの補助金の申請及び自らの事業に係る補助金の申請を取りまとめ、中央協会に補助金を申請する。

2 本会は、中央協会から補助金が交付された後、すみやかに事業実施者に係る補助金を当該事業実施者に交付する。

(補助金交付の際に附する条件)

第8条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、要綱、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。

(2) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件。

第9条～第11条 （略）

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第12条 果樹経営支援対策事業は(以下第2節において「本事業」という。)、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（要綱第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。）に基づき、支援対象者（要綱Iの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。）が行う支援の対象となる取組（要綱Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。）支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援対象となる担い手)

第13条 要綱Iの第1の1の(3)のイの(ア)の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第14条 要綱Iの第1の1の(3)のイの(ア)の⑤の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。

2 要綱Iの第1の1の(3)のイの(イ)の④の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

新

(整備事業)

第15条 整備事業（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 1 の取組をいう。以下同じ。）の補助対象となる取組は次のとおりとする。

- (1) 優良品目・品種への転換等（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 1 の (1) の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアに示される品目・品種又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目・品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植とみなす。

イ～キ (略)

- (2) 小規模園地整備（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 1 の (2) の取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

- (3) 放任園地発生防止対策（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 1 の (3) の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～イ (略)

- (4) 用水・かん水設備の整備（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 1 の (4) の取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水設備を整備するものとする。

- (5) 中央協会特認事業（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 1 の (5) の規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア～イ (略)

(推進事業)

第16条 推進事業（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の (2) の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

- (1) 労働力調整システムの構築（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 2 の (1) の取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあつせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

- (2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 2 の (2) の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

- (3) 大苗育苗ほの設置（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 2 の (3) の取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

ア～ウ (略)

(整備事業)

第15条 整備事業（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の取組をいう。以下同じ。）の補助対象となる取組は次のとおりとする。

- (1) 優良品目・品種への転換等（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(1)の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(要綱 Iの第1の1の(3)のアに示される品目・品種又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目・品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植とみなす。

イ～キ (略)

- (2) 小規模園地整備（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(2)の取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

- (3) 放任園地発生防止対策（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～イ (略)

- (4) 用水・かん水施設の整備（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。

- (5) 中央協会特認事業（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(5)の規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア～イ (略)

(推進事業)

第16条 推進事業（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

- (1) 労働力調整システムの構築（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(1)の取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあっせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

- (2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(2)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

- (3) 大苗育苗ほの設置（要綱 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

ア～ウ (略)

新

- (4) 省力技術活用等による生産技術体系構築（持続的生産要領 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～ウ（略）
- (5) 販路開拓・ブランド化の推進強化（持続的生産要領 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(5)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～ウ（略）
- (6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（持続的生産要領 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(6)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～イ（略）
- (7) 産地の構造改革・生産基盤等強化検討会（持続的生産要領 Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(7)の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定その他産地の課題解決のための検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。

第17条（略）

（推進指導体制等）

第18条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 持続的生産要領 Iの第1の1の(5)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、協会は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 持続的生産要領 Iの第1の1の(5)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 特に、定額の事業にあつては、正確な面積の把握に、定率事業にあつては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする
- (4) 持続的生産要領第5の4に基づき、本会は、事業実施者及び支援対象者によるみどりのチェックシートを用いた自己点検の実施を促すとともに、適切な指導を行うものとする。

（削 除）

（削 除）

第19条（略）

- (4) 省力技術活用等による生産技術体系構築（要綱 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 2 の (4) の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～ウ（略）
- (5) 販路開拓・ブランド化の推進強化（要綱 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 2 の (5) の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～ウ（略）
- (6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（要綱 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 2 の (6) の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～イ（略）
- (7) 産地の構造改革・生産基盤等強化検討会（要綱 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 2 の (7) の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定その他産地の課題解決のための検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。

第17条（略）

（推進指導体制等）

第18条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 要綱 I の第 1 の 1 の (5) のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、協会は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 要綱 I の第 1 の 1 の (5) のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 特に、定額の事業にあつては、正確な面積の把握に、定率事業にあつては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする
- (4) 要綱 I の第 1 の 1 の (9) により支援対象者から点検シートの提出があつた場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。
なお、支援対象者が (5) のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。
- (5) 要綱 I の第 1 の 1 の (10) により支援対象者からチェックシートの提出があつた場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合には、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
- (6) 産地生産基盤パワーアップ事業（産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施される際に、本会は、都道府県に対し、必要に応じて助言等を行うよう努めるものとする。

第19条（略）

新

(整備事業実施の要件)

第20条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 持続的生産要領 I の第1の1の(4)のアに掲げる要件。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（放任園地発生防止対策の取組を除く。）
ア～イ（略）
ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（持続的生産要領 I の第1の1の(3)のイの(ア)の⑤の中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
- (3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壌土層改良を実施する場合にあっては、実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば1ヶ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病虫害・生理障害による被害が発生した場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。
- (4)（略）
- (5) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、及び特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあっては、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上であること。
- (6)（略）
- (7) 土壌土層改良、傾斜の緩和を実施する場合には、それぞれ土壌土層の物理的な改良、面的な傾斜の緩和を主たる目的とし、原則として建設用重機を用いた土木工事であること。
- (8) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。また、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備及び園地管理軌道施設の整備を実施する場合にあっては、イの要件を満たしていること。
ア 本業務方法書により規定していない国の他の補助事業による整備が困難であること。
イ～ウ（略）

(推進事業実施の要件)

第21条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が持続的生産要領 I の第1の1の(4)のアに掲げる要件を満たしていること。
- (2) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。
- 2 持続的生産要領 I の第1の1の(4)のイの要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

整備事業の実実施計画の手続き)

第22条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、持続的生産要領 I の第1の1の(6)により整備事業に係る果樹経営支援対策整備事業整備実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、定められた様式を準用して生産出荷団体に提出するものとする。

(整備事業実施の要件)

第20条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 要綱 I の第 1 の 1 の (4) のアに掲げる要件。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（放任園地発生防止対策の取組を除く。）
ア～イ（略）
ウ 整備事業の実施後 1 年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要綱 I の第 1 の 1 の (3) のイの (ア) の⑤の中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後 2 年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
- (3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壌土層改良を実施する場合にあっては、実施面積が 1 ヶ所当たり地続きでおおむね 2 アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば 1 ヶ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害による被害を受けた場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね 2 アール以上であること。
- (4)（略）
- (5) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水施設の整備、及び特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあっては、受益面積が 1 ヶ所当たり地続きでおおむね 10 アール以上であること。
- (6)（略）
- (7) 土壌土層改良、傾斜の緩和を実施する場合には、それぞれ土壌土層の物理的な改良、面的な傾斜の緩和を主たる目的とし、原則として重機を用いた土木工事であること。
- (8) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 国の補助事業による整備が困難であること。

イ～ウ（略）

(推進事業実施の要件)

第21条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が要綱 I の第 1 の 1 の (4) のアに掲げる要件を満たしていること。
 - (2) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。
- 2 要綱 I の第 1 の 1 の (4) のイの要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

(整備事業の実実施計画の手続き)

第22条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱 I の第 1 の 1 の (6) により整備事業に係る果樹経営支援対策整備事業整備実施計画（以下「整備事業実施計画」という。）を作成し、定められた様式により生産出荷団体に提出するものとする。

新

- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業実施計画が適切であると認められるときは、これをもとに定められた様式を準用して産地総括表を作成し、整備実施事業計画と併せて産地協議会に提出する。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、当該整備事業実施計画について、第31条により、定められた様式を準用して事前確認を行うものとする。
- (4) 産地協議会は、事前確認後、整備事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表を添付して、定められた様式を準用して整備事業実施計画を本会に提出する。
- (5) 本会は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央協会と協議するものとする。
また、この場合において、中央協会特認事業、中央協会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。なお、特に事業実施主体が認める場合は、第29条(3)の交付申請と併せて本会に事業実施計画の協議が実施できるものとし、この場合、提出された事業実施計画は、第26条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。
- (6) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を經由して第2号の生産出荷団体に通知するものとする。なお、前号なお書きによる協議が実施された場合は、第29条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。
- (7)～(9) (略)
- (10) 整備事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて定められた様式を準用して計画の変更を行うものとする。ただし、ウの場合には、第5号から第7号までのうち本会と中央協会及び知事との協議に係る手続きは必要としないものとする。
ア～ウ (略)

(推進事業の実施計画の手続き)

第23条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、持続的生産要領 I の第1の1の(6)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を定められた様式を準用して作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された推進事業実施計画が、産地計画に照らして適切であると認められるときは、定められた様式を準用して本会に提出するものとする。
- (3)～(6) (略)

第24条～第25条 (略)

(補助金の交付の申請)

第26条 持続的生産要領 I の第1の1の(7)のアの(ア)及び(イ)の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を定められた様式を準用して本会に提出するものとする。
この場合、補助金を受けようとする支援対象者が生産出荷団体に所属している場合は、生産出荷団体を經由して提出するものとする。
- (2)～(5) (略)

- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業実施計画が適切であると認められるときは、これをもとに定められた様式により産地総括表を作成し、整備実施事業計画と併せて産地協議会に提出する。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、当該整備事業実施計画について、第31条により、定められた様式による事前確認を行うものとする。
- (4) 産地協議会は、事前確認後、整備事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表を添付して、定められた様式により整備事業実施計画を本会に提出する。
- (5) 本会は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央協会と協議するものとする。
なお、この場合において、中央協会特認事業、中央協会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。
- (6) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して第2号の生産出荷団体に通知するものとする。
- (7)～(9) (略)
- (10) 整備事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて定められた様式により計画の変更を行うものとする。ただし、ウの場合には、第5号から第7号までのうち本会与中央協会及び知事との協議に係る手続きは必要としないものとする。
ア～ウ (略)

(推進事業の実施計画の手続き)

第23条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、要綱Iの第1の1の(6)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を定められた様式により作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された推進事業実施計画が、産地計画に照らして適切であると認められるときは、定められた様式により本会に提出するものとする。
- (3)～(6) (略)

第24条～第25条 (略)

(補助金の交付の申請)

第26条 要綱Iの第1の1の(7)のアの(ア)及び(イ)の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を定められた様式により本会に提出するものとする。
この場合、補助金を受けようとする支援対象者が生産出荷団体に所属している場合は、生産出荷団体を経由して提出するものとする。
- (2)～(5) (略)

第27条～第28条（略）

（整備事業の実績報告及び補助金の交付）

第29条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、定められた様式を準用して果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業報告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、果樹経営支援対策事業実績報告兼支払請求書（以下「実績報告兼支払請求書」という。）に添付して定められた様式を準用して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第32条に定めるところにより、定められた様式を準用して事後確認するものとする。
- (4)～(8)（略）

（推進事業の実績報告及び補助金の交付）

第30条 推進事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業支援対象者は、事業を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、定められた様式を準用して産地協議会に提出するものとする。
- (2)～(6)（略）

（産地協議会による事前確認）

第31条 第22条第3号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が持続的生産要領 Iの第1の1の(3)のイの(ア)の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第13条の規定に留意するものとする。
- (2) 第19条の対象果樹園の要件及び第20条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

（産地協議会による事後確認）

第32条 第29条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額（持続的生産要領 Iの第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、改植、新植又は放任園地発生防止対策が実施された面積、定率（持続的生産要領 Iの第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3)～(4)（略）

第33条～第35条（略）

（補助金の額）

第36条 持続的生産要領 Iの第1の1の(3)のアの表の定額により補助する場合における支援対象者の補助金の額は、原則として、第32条第2号により確認された果樹園の面積（㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。）ごとに、同表に定めた支援単価を乗じて得た額を合計した額とする。

第27条～第28条 (略)

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第29条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、定められた様式により果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業報告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、果樹経営支援対策事業実績報告兼支払請求書（以下「実績報告兼支払請求書」という。）に添付して定められた様式により産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第32条に定めるところにより、定められた様式により事後確認するものとする。
- (4)～(8) (略)

(推進事業の実績報告及び補助金の交付)

第30条 推進事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業支援対象者は、事業を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、定められた様式により産地協議会に提出するものとする。
- (2)～(6) (略)

(産地協議会による事前確認)

第31条 第22条第3号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が要綱 I の第1の1の(3)のイの(ア)の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第13条の規定に留意するものとする。
- (2) 第19条の対象果樹園の要件及び第20条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(産地協議会による事後確認)

第32条 第29条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額(要綱 I の第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、改植、新植又は放任園地発生防止対策が実施された面積、定率(要綱 I の第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3)～(4) (略)

第33条～第35条 (略)

(補助金の額)

第36条 要綱 I の第1の1の(3)のアの表の定額により補助する場合における支援対象者の補助金の額は、原則として、第32条第2号により確認された果樹園の面積（㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。）ごとに、同表に定めた支援単価を乗じて得た額を合計した額とする。

新

第37条 (略)

(自然災害対応営農支援事業)

第38条 持続的生産要領 I の第1の1の(3)のエの自然災害による営農活動継続の支障に対し支援する事業は、農産局長が別に定める交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等により支援のための経費の一部を補助する事業とする。

(推進事務費)

第39条 推進事務費 (持続的生産要領 I の第1の1の(3)のオの推進事務費をいう。以下同じ。)の用途の基準等については、中央協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会のほか、実施細則で定めるものとする。

2 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第40条 本会は、産地協議会の事業計画ごとに、持続的生産要領 I の第1の1の(9)のアの規定により政策の重要度に応じて中央協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2～3 (略)

第41条～第43条 (略)

第3節 果樹未収益期間支援事業

(事業内容等)

第44条 果樹未収益期間支援事業 (以下第3節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者 (持続的生産要領 I の第1の2の(1)のアからカまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。) に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領 I の第1の2の(1)のエ、オ又はカの取組により改植 (補植改植を除く。) 又は新植 (以下第3節において「改植等」という。) が実施された後、持続的生産要領 I の第1の2の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援対象となる取組)

第45条 持続的生産要領 I の第1の2の(1)のアの取組を実施した者のうち果樹未収益機関支援事業の対象となる取組は、果樹経営支援対策事業による改植等 (実施細則で定める果樹への改植等に限る。) であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であることとする。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第46条 本事業の支援を受けようとする者 (持続的生産要領 I の第1の2の(1)のエ、オ又はカの支援対象者を除く。以下、第47条及び第48条においても同じ。) は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、持続的生産要領 I の第1の2の(1)のウの支援対象者を除き、第22条の手続きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領 I の第1の2の(1)のウの支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第22条の手続きと取りまとめて行うものとする。

第37条 (略)

(自然災害対応営農支援事業)

第38条 要綱 I の第 1 の 1 の(3)のエの自然災害による営農活動継続の支障に対し支援する事業は、農産局長が別に定める交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等により支援のための経費の一部を補助する事業とする。

(推進事務費)

第39条 推進事務費 (要綱 I の第 1 の 1 の(3)のオの推進事務費をいう。以下同じ。) の使途の基準等については、中央協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会のほか、実施細則でさだめるものとする。

2 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第40条 本会は、産地協議会の事業計画ごとに、要綱 I の第 1 の 1 の(11)のアの規定により政策の重要度に応じて中央協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2～3 (略)

第41条～第43条 (略)

第 3 節 果樹未収益期間支援事業

(事業内容等)

第44条 果樹未収益期間支援事業 (以下第3節において「本事業」という。) は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者 (要綱 I の第 1 の 2 の(1)のアからオまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。) に対し、第 2 節の果樹経営支援対策事業又は要綱 I の第 1 の 2 の(1)のエ又はオの取組により改植 (補植改植を除く。) 又は新植 (以下第 3 節において「改植等」という。) が実施された後、要綱 I の第 1 の 2 の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援対象となる取組)

第45条 要綱 I の第 1 の 2 の(1)のアの取組を実施した者のうち果樹未収益機関支援事業の対象となる取組は、果樹経営支援対策事業による改植等 (実施細則で定める果樹への改植等に限る。) であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であることとする。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第46条 本事業の支援を受けようとする者 (要綱 I の第 1 の 2 の(1)のエ又はオの支援対象者を除く。以下、第47条及び第48条においても同じ。) は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要綱 I の第 1 の 2 の(1)のウの支援対象者を除き、第22条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要綱 I の第 1 の 2 の(1)のウの支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第22条の手続きと取りまとめて行うものとする。

新

(補助金の交付の申請)

第47条 持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (7) の補助金交付の申請の手続きは、第26条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第45条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)

第48条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第29条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第45条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するものとする。

(補助金の額等)

第49条 支援対象者ごとの補助金の額は、第45条の改植等の園地ごとの面積に、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (3) に定める補助率 (定額) を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

ただし、次に掲げる中央協会の実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

第50条 (略)

(関係様式)

第51条 本事業の手続きに係る様式は、定められた様式を準用したものとする。

(果樹先導的取組支援事業に係る改植等に係る支援の対象及び手続き)

第52条 果樹先導的取組支援事業の取組により改植又は新植を実施した者のこの事業の手続きは、第45条から第48条を準用する。この場合、第26条において「持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (7) のアの(ア)及び(イ)」とあるのは、「果樹先導的取組支援事業を実施する者」と、第46条において「本事業の支援を受けようとする者 (持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のエ、オ又はカの支援対象者を除く。以下、第47条及び第48条において同じ。)」とあるのは、「本事業の支援を受けようとする者」と、第47条において「持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (7)」とあるのは、「果樹先導的取組支援事業の取組により改植又は新植実施した者における本事業」と読み替えるものとする。

第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第53条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (1) のア又はイの実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第54条 持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (3) のオの「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

旧

(補助金の交付の申請)

第47条 要綱 I の第 1 の 2 の (7) の補助金交付の申請の手続きは、第26条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱 I の第 1 の 2 の (1) のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第45条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)

第48条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第29条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱 I の第 1 の 2 の (1) のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第45条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するものとする。

(補助金の額等)

第49条 支援対象者ごとの補助金の額は、第45条の改植等の園地ごとの面積に、要綱 I の第 1 の 2 の (3) に定める補助率（定額）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

ただし、次に掲げる中央協会の実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

第50条 (略)

(関係様式)

第51条 本事業の手続きに係る様式は、定められた様式によるものとする。

(新 規)

第 4 節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第52条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、要綱 I の第 1 の 3 の (1) のア又はイの実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第53条 要綱 I の第 1 の 3 の (3) のオの「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

新

(補助対象となる取組等)

第55条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の(4)の表に示されているとおりとする。

(事業実施計画の承認等)

第56条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の(8)の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第59条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第57条の(2)の交付申請と併せて、本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第57条の(2)の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第57条の(2)の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を經由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第57条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。
なお、その取組に持続的生産要領 I の第 1 の 1 の(3)のアの表のうち 1 (1)、(2)、(4)及び(5)並びに第 1 の 2 に係る取組を含む場合は、併せて果樹経営支援対策及び果樹未収益期間支援事業補助金の交付申請を行うものとする。
- (2) 本会は、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の(12)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第58条 (略)：条文番号変更

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第59条 第56条第2号の事前確認及び第58条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の(4)の要件及び第31条の要件をすべて満たしていること。
- (2)～(5) (略)

第60条～第62条 (略)：条文番号変更

第5節 新品目・新品種導入実証等事業

第63条 (略)：条文番号変更

(中央協会が特認する支援対象団体)

第64条 持続的生産要領 I の第 2 の 3 の(3)「事業実施主体が特に必要と認める団体」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める団体をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第54条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、要綱 I の第 1 の 3 の(4)の表に示されているとおりとする。

(事業実施計画の承認等)

第55条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、要綱 I の第 1 の 3 の(8)の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第57条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、都道府県及び中央協会に協議するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を經由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第56条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。
なお、その取組に要綱 I の第 1 の 1 の(3)のアの表のうち 1 (1)、(2)、(4)及び(5)並びに第 1 の 2 に係る取組を含む場合は、併せて果樹経営支援対策及び果樹未収益期間支援事業補助金の交付申請を行うものとする。
- (2) 本会は、要綱 I の第 2 の 3 の(15)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第57条 (略)：条文番号変更

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第58条 第55条第 2 号の事前確認及び第57条第 2 号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、要綱 I の第 1 の 3 の(4)の要件及び第31条の要件をすべて満たしていること。
- (2)～(5) (略)

第59条～第61条 (略)：条文番号変更

第 5 節 新品目・新品種導入実証等事業

第62条 (略)：条文番号変更

(中央協会が特認する支援対象団体)

第63条 要綱 I の第 2 の 3 の(3)「事業実施主体が特に必要と認める団体」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める団体をいうものとする。

新

(補助対象となる取組等)

第65条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅰの第2の4に示されているとおりとする。
2 補助率は、定額とする。ただし、1地区の補助金額の上限は1千万円とする。

(事業実施計画の承認)

第66条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第2の7の(1)の新品目・新品種導入実証等事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅰの第2の10の(1)の交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第67条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第67条の交付決定の通知と合わせ、速やかに取組主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第67条 本会は、持続的生産要領Ⅰの第2の10の(2)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第68条 (略)：条文番号変更

第6節 優良苗木生産推進事業

(事業の内容)

第69条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

(補助対象となる取組等)

第70条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の4に示されているとおりとする。
2 補助率は、定額又は1/2以内とする。

(事業実施計画の承認)

第71条 苗木生産コンソーシアムは、持続的生産要領Ⅱの第1の8の(1)の優良苗木生産推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の11の(1)の交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第72条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第72条の交付決定の通知と合わせ、速やかに苗木生産コンソーシアムに通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第72条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の11の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(補助対象となる取組等)

第64条 補助対象となる取組は、要綱 I の第2の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額とする。ただし、1地区の補助金額の上限は1千万円とする。

(事業実施計画の承認)

第65条 支援対象者は、要綱 I の第2の7の(1)の新品目・新品種導入実証等事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、都道府県及び中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに取組主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第66条 本会は、要綱 I の第2の10の(2)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第67条 (略) : 条文番号変更

第6節 優良苗木生産推進事業

(事業の内容)

第68条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の支援対象者は、要綱 II の第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

(補助対象となる取組等)

第69条 補助対象となる取組は、要綱 II の第1の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額又は1/2以内とする。

(事業実施計画の承認)

第70条 苗木生産コンソーシアムは、要綱 II の第1の8の(1)の優良苗木生産推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、山形県及び中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに苗木生産コンソーシアムに通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第71条 本会は、要綱 II の第1の12の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

新

第73条～第75条 (略) : 条文番号変更

第7節 花粉専用園地育成推進事業

第76条 (略) : 条文番号変更

(中央協会が特認する支援対象者)

第77条 持続的生産要領Ⅱの第3の3の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第78条 補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅱの第3の4に示されているとおりとする。

(削 除)

2 改植・新植及び小規模園地整備を行う果樹園の要件は、第19条の整備事業の対象果樹園の要件を満たすものとする。また、事業実施の要件は、第20条の整備事業の実施の要件を満たすものとする。ただし、第20条第3号の実施面積及び5号の受益面積の要件は適用しない。

(事業実施計画の承認等)

第79条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第3の5の花粉専用園地育成推進事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、持続的生産要領Ⅱの第3の9の(1)の交付申請と併せて産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第82条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第80条の交付申請と併せて、本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、中央協会に第80条の交付申請と併せて、協議するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第80条の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第80条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第3の9の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第72条～第74条 (略) : 条文番号変更

第7節 花粉専用園地育成推進事業

第75条 (略) : 条文番号変更

(中央協会が特認する支援対象者)

第76条 要綱Ⅱの第3の3の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第77条 補助対象となる取組は、要綱Ⅱの第3の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、検討会の開催、改植・新植及び花粉専用樹の育成管理については定額（ただし、要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の1の(1)において定額とされていないものについては1/2以内）とする。また、小規模園地整備及び機械・施設のリース導入については1/2以内とする。

3 改植・新植及び小規模園地整備を行う果樹園の要件は、第19条の整備事業の対象果樹園の要件を満たすものとする。また、事業実施の要件は、第20条の整備事業の実施の要件を満たすものとする。ただし、第20条第3号の実施面積及び5号の受益面積の要件は適用しない。

(事業実施計画の承認等)

第78条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、要綱Ⅱの第3の5の花粉専用園地育成推進事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第81条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、都道府県及び中央協会に協議するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第79条 本会は、要綱Ⅱの第3の9の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これをとりまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

新

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第81条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第82条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(4) (略)

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第82条 第79条第2号の事前確認及び第81条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

(1) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事前確認は、第31条に準じて行う。

(2) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事後確認は、第32条に準じて行う。

第83条～第84条 (略)：条文番号変更

(補助金交付事務の委任)

第85条 支援対象者は、第80条及び第81条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第8節 果汁特別調整保管等対策事業

第86条 (略)：条文番号変更

第9節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第87条 (略)：条文番号変更

(補助金の交付及び額等)

第88条 本会は、持続的生産要領Ⅳの第2の2の(3)のウの補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補充金の補助率は、農産局長が定めるとおりとする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅳの第2の2の(3)により、事業実績報告書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払いを行うものとする。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

第10節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

第89条 (略)：条文番号変更

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第80条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第81条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(4) (略)

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第81条 第78条第2号の事前確認及び第80条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

(1) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事前確認は、第31条に準じて行う。

(2) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事後確認は、第32条に準じて行う。

第82条～第83条 (略)：条文番号変更

(補助金交付事務の委任)

第84条 支援対象者は、第79条及び第80条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第8節 果汁特別調整保管等対策事業

第85条 (略)：条文番号変更

第9節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第86条 (略)：条文番号変更

(補助金の交付及び額等)

第87条 事業実施者は、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画（以下「自然災害利用促進等計画」という。）を本会に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が本県の区域を超えてこの事業を行う場合は、中央協会に提出し、承認を受けるものとする。

2 本会は、前項により提出された計画が適当と認められ承認しようとする場合には、知事と調整の上、あらかじめ中央協会と協議するものとする。

3 第1項の計画を変更する場合には第1項及び第2項に準じて行うものとする。

4 本会に自然災害利用促進等計画を提出して補助金の交付を受けようとする事業実施者は、本会に補助金の交付を申請するものとする。

5 本会は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、中央協会に対し補助金の交付を申請するものとする。

6 本会は、中央協会から補助金の交付があった場合には、速やかに事業実施者に補助金を交付するものとする。

7 事業実施者は、この事業の実績について本会に報告するものとする。本会は、事業実施者からの報告を取りまとめ、中央協会に報告するものとする。

第10節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

第88条 (略)：条文番号変更

新

(補助金の交付及び額等)

第90条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の(4)のア及びイの補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の(4)のエ及び中央協会が実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の(5)のアにより、事業実績報告兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業
(事業の内容等)

第91条 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するために契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築並びに加工専用産地を育成するための産地における加工・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証、加工専用園地における有機栽培への転換に要する経費を交付する事業とする。

2 (略)

(補助金の交付及び額等)

第92条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(6)のアの(ア)の補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の指定法人が農産局長と協議して定める額については、中央協会が実施細則に定めるものとする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(7)のアにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第11節 果実輸送技術実証支援事業
(事業の内容等)

第93条 果実輸送技術実証支援事業は、以下に掲げる事業とする。

(1)～(2) (略)

2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。なお、輸出事業計画の承認を受けたものについては優先採択を行う。

(補助金の交付及び額等)

第94条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(1)のアの補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(2)の表の補助率の欄に定める補助率とする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

(補助金の交付及び額等)

第89条 本会は、要綱Ⅲの第1の2の(4)のア及びイの補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅲの第1の2の(4)のエ及び中央協会が実施細則で定めるとおりとする。
- 3 本会は、要綱Ⅲの第1の2の(5)のアにより、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業
(事業の内容等)

第90条 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するために契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築並びに加工専用産地を育成するための産地における加工・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証に要する経費を交付する事業とする。

2 (略)

(補助金の交付及び額等)

第91条 本会は、要綱Ⅲの第1の3の(6)のアの(ア)の補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅲの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の指定法人が農産局長と協議して定める額については、中央協会が実施細則に定めるものとする。
- 3 本会は、要綱Ⅲの第1の3の(7)のアにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第11節 果実輸送技術実証支援事業
(事業の内容等)

第92条 果実輸送技術実証支援事業は、以下に掲げる事業とする。

(1)～(2) (略)

- 2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。なお、グローバル産地計画の承認を受けたものについては優先採択を行う。

(補助金の交付及び額等)

第93条 本会は、要綱Ⅲの第2の4の(1)のアの補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅲの第2の4の(2)の表の補助率の欄に定める補助率とする。
- 3 本会は、要綱Ⅲの第2の4の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

新

第12節 果樹気象災害対応緊急支援事業

(事業の内容)

第95条 果樹気象災害対応緊急支援事業は、緊急支援要領に基づき、防霜設備及び防雹設備の導入を支援する事業とする。

2 (略)

第96条～第97条 (略)：条文番号変更

(事業実施計画の手続き)

第98条 本事業の実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画について、第101条に定めるところにより事前確認を行う。

(3)～(5) (略)

第99条 (略)：条文番号変更

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第100条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第101条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(4) (略)

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第101条 第98条の(2)の事前確認及び第100条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(3) (略)

(補助金交付事務の委任)

第102条 支援対象者は、第99条及び第100条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第13節 果樹先導的取組支援事業

(事業の内容)

第103条 果樹先導的取組支援事業は、先導果樹支援要領に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第104条 補助対象となる取組は、以下のとおりとする。

(1) 第15条の(1)で定める省力樹形や優良品目・品種への転換等(改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。)

(2) 第15条の(2)で定める小規模園地整備

(3) 第15条の(4)で定める用水・かん水設備の整備

(4) 第15条の(5)で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備

2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。

第12節 果樹気象災害対応緊急支援事業

(事業の内容)

第94条 果樹気象災害対応緊急支援事業は、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援実施要領（令和3年9月2日付け3農産第891号農林水産省農産局長通知(以下「緊急支援要領」という。))に基づき、防霜設備及び防雹設備の導入を支援する事業とする。

2 (略)

第95条～第96条 (略)：条文番号変更

(事業実施計画の手続き)

第97条 本事業の実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画について、第100条に定めるところにより事前確認を行う。

(3)～(5) (略)

第98条 (略)：条文番号変更

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第99条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第100条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(4) (略)

(産地協会議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第100条 第97条の(2)の事前確認及び第99条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(3) (略)

(補助金交付事務の委任)

第101条 支援対象者は、第98条及び第99条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(新 規)

(新 規)

(新 規)

新

(本会の特認する支援対象者)

第105条 先導果樹支援要領第2の4の(5)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、第14条第1項で本会が認める者とする。

(事業実施計画の手続き)

第106条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、先導果樹支援要領第3の2の先導的果樹経営支援事業実施計画（以下、本節において「先導果樹実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から先導果樹実施計画が提出されたときは、当該計画について、第109条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、先導果樹実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を本会に提出する。
- (4) 本会は、先導果樹実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事及び中央協会に協議するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から協議についての回答の通知があったときは、先導果樹実施計画を承認することとし、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第107条 本事業の補助金交付の申請手続きは、第26条に準じて行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第108条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第109条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- (3) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。
- (4) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知及び補助金の交付があったときは、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第109条 第106条の(2)の事前角印及び第108条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 事前確認は、第31条に準じて行う。
- (2) 事後確認は、第32条に準じて行う。
- (3) 4年度及び8年後の確認は、第33条に準じて行う。また、4年後の確認と併せて、先導果樹支援要領第2の5の(3)の要件が満たされていることを確認する。ただし、先導果樹支援要領第2の1の(3)の取組については事業実施の翌年度までに確認すること。

(補助金交付事務の委任)

第110条 支援対象者は、第107条及び第108条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

新

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(新 規)

新

第111条～第115条（略）：条文番号変更

（財産処分等の手続）

第116条 事業実施者（果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果樹気象災害対応緊急支援事業及び果樹先導的取組支援事業にあつては支援対象者。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業又は果樹先導的取組支援事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く）への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

3～7（略）

第117条～第119条（略）：条文番号変更

（各種施策との連携）

第120条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹気象災害対応緊急支援事業及び果樹先導的取組支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者（本会を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

（附則）

1 この業務方法書の変更は、令和4年4月1日から施行する。

第102条～第106条（略）：条文番号変更

（財産処分等の手続）

第107条 事業実施者（果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業にあっては支援対象者。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く）への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等を行うときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

3～7（略）

第108条～第110条（略）：条文番号変更

（各種施策との連携）

第111条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び未来型果樹農業等推進条件整備事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者（本会を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。